

道の駅西条のん太の酒蔵における敷地出店者募集要項

1. 概要

(1) 場所

道の駅西条のん太の酒蔵しばふひろば（別添：地図のとおり）



(2) 時間

10時00分から18時00分までの間（営業時間とし、準備の時間は除く。）

※準備は9時以降から開始し、撤収は19時00分までに完了してください。

(3) 出店場所および区画

出店場所及び区画は、当社から出店者に対し出店承諾書にて通知するものとする。ただし、当社の都合により、当初予定していた出店場所及び区画が急遽変更となる場合がある。

(4) 販売品目

飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ているもの）。

その他（販売品目を取扱上で必要になる営業許可）

のん太の酒蔵内の販売品目、手法が重複する場合は認められない事があります。

また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、市が不相当と判断したものの販売は認められません。

なお、酒類の販売も可能ですが、緊急事態宣言等の影響により急遽販売をご遠慮いただく場合がありますので予めご了承ください。

(5) 出店料

1日の売上金額の20%（消費税別）を目安とし申込審査を踏まえ当社にて決定するものとする。

(6) 支払方法

出店者は、出店当日の営業終了後、売上日計表を作成しレジのジャーナル（レジを設置しない場合は売上日計表のみ）と合わせて事務所へ提出すると共に、事務所にて計算された出店手数料を当日、現金にて支払う。またキャンセル料が発生した場合は、指定された当社金融機関口座へ振込む方法により支払う。なお、振込手数料は出店者が負担する。

2. 許可申請について

(1) 申請方法

2. (2) 必要書類を道の駅西条のん太の酒蔵へ持参か郵送

(2) 必要書類

No	資料名	部数	販売車	飲食	物品	非営利	備考
1	移動販売車出店申込書	1	○	○	○	○	
2	営業許可証一式	1	○	○	-	-	写し
3	リース契約書	1	○	-	-	-	写し
4	食品衛生責任者証	1	-	○	-	-	写し
5	食品賠償保険等証明書	1	-	○	-	-	写し
6	車検証	1	○	-	-	-	写し
7	定款	1	-	○	○	○	法人の場合
8	事業概要書	1	-	○	○	○	法人は会社案内で可
9	販売メニュー品目一覧	1	-	○	○	○	非営利は事業内容
10	販売車写真画像	3	○	-	-	-	
11	その他、当社が求める書類	-	○	○	○	○	

(3) 提出書類に関する注意事項

- ①販売商品を途中での変更は原則認めません。
- ②販売商品を変更するため再申請する場合は、上記提出書類を営業しようとする日の5日前（5日前が休業日の場合は翌営業日）までに提出してください。
- ③複数日分をまとめて手続きすることも可能です。
- ④2回目以降の申請の場合で内容に変更がない場合は、(2)②及び(2)③の提出を省略することができます。

3. その他留意事項

(1) 留意事項

- ①搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- ②食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。
- ③電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。ただし、当社が当社設備を使用させることを許可した場合はこの限りではない。
- ④道の駅の屋外コンセントを使用する場合は、必ず当社の指示に従うこと。
- ⑤調理等に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- ⑥出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。
- ⑦床・壁など施設への汚損・破損防止のため養生を行うこと。
- ⑧営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。
- ⑨営業終了後は、使用した敷地を出店設置前と同じ状況に戻すこと。
- ⑩騒音等の迷惑行為は行わないこと。

- ①販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- ②出店備品や移動販売車等の破損、紛失等について、当社は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- ③出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当社へその旨を当社へ報告すること。
- ④出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加（販売メニュー品目の変更を含む。）、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当社へ新たな出店申込資料等を提出すること。
- ⑤出店に関する各種関係諸法令違反等、当社の信用を害する行為を行わないこと。
- ⑥当社の従業員の指示がある場合はそれに従うこと。

（２）許可の取消

- ①出店者が使用料等を滞納した場合、関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。
- ②本要項を厳守できない場合または当社が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。
- ③出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、当社は一切その責めを負いません。

４． 申込書等提出場所及び問合せ

〒739-0041 東広島市西条町寺家 10020-43

道の駅西条のん太の酒蔵

Tel : 082-493-8131

Fax : 082-493-8132

e-mail : nonta@midori-gr.com